

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業） 専門家派遣 実施要領

（目的）

第1条 県は、中東情勢に伴う石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足により、価格転嫁を図れずに利益率が減少している県内中小企業を対象に、石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備投資経費の一部を支援するため、中小企業者等に専門家を派遣し助言を実施することで、中小企業者等の企業経営の安定化と雇用維持を図る。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、別表1に定める者とする。

（専門家派遣の事業内容）

第3条 石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備導入に関して、知識・経験などを持つ中小企業診断士を専門家として中小企業者等に派遣し、現地調査や現状分析を行い、企業経営の改善等に関する具体的な助言を行う。

（対象となる中小企業者等）

第4条 補助対象事業者は、次の中小企業者等とする。ただし、農林水産業に従事する者は除く。

- (1) 県内に登記簿上の本店を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地を有する者）であること。
- (2) 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。
- (3) 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

（専門家派遣申請及び選定）

第5条 専門家派遣を希望する中小企業者等は、申請書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

2 申請事業者は、別紙1及び別紙2の誓約事項について専門家派遣の申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項による申請をすることができない。
- (1) 前項における誓約事項を誓約しない場合。
 - (2) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。
 - (3) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業である場合。
- 4 県は、第1項による申請を受けたときは、先着順で本事業の対象事業者を選定する。

(専門家の派遣)

第6条 県は、対象事業者に対して専門家を派遣する。

(派遣専門家の義務等)

第7条 派遣専門家は、専門家派遣により知り得た対象事業者の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(報告書等)

第8条 派遣専門家は、支援を行うごとに実施報告書（様式第2号）を速やかに作成し、県に提出する。

- 2 派遣専門家は、支援を実施した場合には、支援カルテ（様式第3号）を速やかに作成し、対象事業者に交付するとともに、県に提出する。
- 3 専門家の派遣を受けた事業者は、支援が終了した後、支援報告書（様式第4号）を速やかに作成し、県に提出する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月4日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

中小企業者等

1 中小企業者等とは以下のいずれかに該当する者とする。ただし、2 の「みなし大企業」等は除く。

(1) 資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人。

業種	資本金	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

※ 資本金は資本の額又は出資の総額をいう。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「基本法」という。）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条（昭和 22 年法律第 49 号）の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

(2) 組合等 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「強化法」という。）

第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に定める法人（企業組合等）であり、下記に該当する法人。

ア 企業組合

イ 協業組合

ウ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

エ 商工組合、商工組合連合会

オ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会

カ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

キ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が、5,000 万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ク 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合

中央会

（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

（酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ケ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

コ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

・強化法第2条第5項第1号から第4号に規定するもの

(3) 前号以外の法人 次のいずれかに当てはまる者

ア 一般社団法人であって中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であるものに限る。）

イ 医業を主たる事業とする法人

ウ 歯科医業を主たる事業とする法人

エ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第22条に規定する社会福祉法人

オ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

2 以下のいずれかに該当する者は中小企業者等とはならない。

(1) みなし大企業 次のいずれかに該当する者は大企業とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占

めている中小企業者

※ 大企業とは、基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに1(1)の表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、専門家派遣の申請をするに当たって、また、専門家派遣の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所 在 地 : _____

事 業 者 名 : _____

代表者職・氏名 : _____

別紙 2

専門家派遣を申請する上での誓約事項

私は、中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）専門家派遣の申請をするに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 本専門家派遣実施要領で規定する中小企業者等であること。
- 2 本専門家派遣実施要領で規定する「みなし大企業」ではないこと。
- 3 県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること。
- 4 組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること。
- 5 専門家派遣申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- 6 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。
- 7 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- 8 暴力団排除に関する誓約事項を誓約していること。
- 9 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 10 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業ではないこと。

所 在 地 : _____

事 業 者 名 : _____

代表者職・氏名 : _____